

[別紙1]

鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（文化政策課の定める日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」又は電子メールにより送信、もしくは下記提出先に郵送、持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※事業予定内容から変更があった場合は、一先ず担当者へご連絡ください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業本体とその精算業務が終了することを指します。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」又は電子メールにより送信、もしくは下記提出先に郵送、持参してください。

◎補助金の支払い

○支払時期については、額の確定通知発送後または振込依頼書受付日より2週間程度いただきます。

○概算払を希望される場合は、交付申請時にお知らせください。

資料提出・問い合わせ先 地域社会振興部 文化政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220
電話:0857-26-7843 電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp